

令和3年2月定例会 県土整備委員会（事前）

令和3年2月5日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時28分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第2号 令和3年度徳島県一般会計予算
- 議案第4号 令和3年度徳島県都市用水水源負担金特別会計予算
- 議案第28号 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について
- 議案第29号 徳島県生活環境保全条例の一部改正について
- 議案第30号 徳島県魚介類行商取締条例の廃止について
- 議案第31号 公衆浴場法施行条例の一部改正について
- 議案第32号 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について
- 議案第33号 徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について
- 議案第60号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第10号）

【報告事項】

- 「新しい生活様式」実装推進事業の申請状況について（資料1）
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料2）
- 「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の見直し（案）について（資料3）
- 旧印刷センター改修の概要について（資料4）
- 徳島県気候変動対策推進計画（適応編）（案）について（資料5-1，5-2）
- 第五期徳島県廃棄物処理計画（案）について（資料6-1，6-2）
- 徳島県犯罪被害者等支援推進計画（案）について（資料7-1，7-2，7-3）
- 第11次徳島県交通安全計画（案）について（資料8-1，8-2）
- 徳島県自転車安全適正利用推進計画（案）について（資料9-1，9-2）

志田危機管理環境部長

危機管理環境部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして御説明させていただきます。

お手元には、令和3年度当初予算分として県土整備委員会説明資料及び令和2年度2月補正予算の先議分として、県土整備委員会説明資料（その2）をお配りしております。

まず初めに、お手元の県土整備委員会説明資料により、令和3年度当初予算について御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

令和3年度当部の主要施策の概要でございます。

まず、危機管理体制強化の推進では、危機事象に備え県民の安全・安心を確保するため、全庁を挙げた危機管理対応を図ります。

迅速かつ円滑な復旧・復興では、徳島県復興指針に基づきまして、事前復興の取組を推進します。

災害対応力の強化では、官民連携の各種訓練を実施するとともに、マリンピア沖洲旧印刷センターを広域物資輸送拠点として改修します。

県土強^{じん}靱化の推進では、安全・安心な地域社会の構築に向け、県土の強^{じん}靱化を推進するとともに、市町村の防災・減災対策事業を支援いたします。

資料の2ページを御覧ください。

良好な避難所環境の確保では、避難所の設置・運営に国際基準でありますスフィア・スタンダードを取り入れた取組を進めるとともに、避難所の新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

消防広域化の推進では、消防体制の基盤の強化に向け、市町村の意見や地域の特性等を踏まえながら消防の広域化を進めます。

消防防災ヘリコプターの運航体制の強化では、消防防災ヘリコプターの的確な運航管理を実施するとともに、必要な体制・設備等を整備します。

消防団の充実強化では、学生や女性等の多様な人材を活用した消防団員の確保や事業者との連携による消防団支援の環境づくりを推進します。

地域防災力の強化では、健康被害に重点を置いた避難所運営訓練を実施するとともに、地域の防災リーダーとなる人材育成を支援します。

資料の3ページを御覧ください。

総合的な環境施策の推進では、環境首都とくしまを加速させるため、各種施策の推進や活動の支援に加え、県民の環境に関する意識を高めることにより、脱炭素、循環型社会の構築を進めます。

気候変動対策の推進では、脱炭素社会の実現に向け、総合的な気候変動対策を実施するとともに、水素エネルギー導入施策の積極展開により水素社会の早期実現を目指します。

廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進では、廃棄物の適正処理を推進するため、関係市町村等に対する技術的援助や廃棄物処理業者への立入調査等を行います。

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、環境の監視や立入調査を実施し、汚染物質の排出抑制を推進するとともに、アスベスト飛散防止対策等に取り組みます。

資料の4ページをお開きください。

環境影響評価の推進では、開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導により、生活環境や自然環境の保全に努めます。

調査研究の充実では、保健衛生の向上、環境保全及び製薬業の振興に寄与するとともに、施策に反映により県民の安全・安心の確保に努めます。

新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、高度で専門的な消費生活相談に対応するため、県消費者情報センターの機能強化を図るとともに、消費者庁と連携したモデルプロジェクトの成果を創出し、徳島モデルとして全国に発信します。

国際連携ネットワークの推進と世界展開では、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、

国際連携ネットワークを活用した国際交流や情報発信により、持続可能な消費者行政・消費者教育を展開します。

安全安心な県民生活の推進では、交通安全対策や誰もが安全で安心して暮らすことのできる徳島の実現に向けた防犯活動や犯罪被害者等支援などの施策を推進します。

資料の5ページを御覧ください。

食の安全安心の実現では、徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者の監視指導及びHACCP導入状況の確認による食品の安全確保対策を進めます。

安全安心な生活環境の実現では、生活衛生関係営業者の衛生水準の向上による業界の発展や魅力発信、後継者育成などによる活性化を支援します。

動物由来感染症対策の推進では、人・動物間での感染症を予防するため、One Healthの実現を目指し、動物由来感染症ネットワーク・徳島モデルを構築します。

食肉、食鳥肉の安全・安心の確保では、HACCPシステムの導入により、衛生管理の高度化を進めるとともに、徳島県HACCP認証制度の普及・浸透を図ります。

資料の6ページをお開きください。

動物愛護及び適正管理の推進では、不妊去勢手術の推進や適正飼養の徹底による収容頭数の削減を図るとともに、譲渡交流拠点施設でありますきずなの里を活用した譲渡の推進、ふれあい体験教室を通じた愛護意識の定着に努めます。

資料の7ページを御覧ください。

一般会計・特別会計予算についてでございます。

まず、一般会計予算についてですが、当部の令和3年度一般会計予算の総額は、最下段の計の2列目に記載のとおり、63億4,423万6,000円となっており、財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

前年度当初予算額に比べまして、最下段、計の4列目に記載のとおり、14億8,570万6,000円の増額となっており、率にして前年度比130.6パーセントでございます。

資料の8ページをお開きください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

最下段、合計に記載のとおり、3,919万円を計上いたしております。

資料の9ページを御覧ください。

ここからは、課別主要事項説明でございます。

危機管理政策課におきまして、計画調査費の摘要欄①のア、事前復興推進事業では、事前復興の更なる浸透を図るため、地域住民等によるワークショップを開催し、地域コミュニティの維持や合意形成手法を確立するための経費でございます。

11ページをお開きください。

危機管理政策課の予算総額は、22億4,250万2,000円でございます。

12ページをお開きください。

とくしまゼロ作戦課におきまして、計画調査費の摘要欄①のア、「awa臨港プロジェクト」徳島東部防災拠点施設等改修事業では、大規模広域災害に備えるため、マリンピア沖洲の旧印刷センターにつきまして、災害時に全国からの支援物資を中継する広域物資輸送拠点を前提として、平時も県民が気軽に利用できる施設に改修するための経費でございます。

計画調査費の摘要欄①のイ、「フェーズフリー」×DX推進事業では、県民防災力の強化につなげるため、平常時の延長が災害時も生かされるというフェーズフリーの概念による新たな取組を、デジタル社会の実現も見据えて展開するための経費でございます。

防災総務費の摘要欄②のエ、複合災害を迎え撃つ「とくしまゼロ作戦」推進事業では、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害に備えるため、避難路の確保や緊急避難場所の機能強化、避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組をハード・ソフト両面から強力に推進するための経費を盛り込んでおります。

13ページを御覧ください。

最下段にありますとくしまゼロ作戦課の予算総額は、8億3,871万8,000円でございます。

14ページをお開きください。

消防保安課におきまして、消防指導費の摘要欄①のア、アフターコロナ時代の「全国女性消防団員活性化徳島大会」事業では、全国から安心して女性消防団員が集い情報交換し、交流を深めることで消防団活動の一層の活性化につなげるため、感染防止対策を徹底し、アフターコロナ時代に対応した全国大会を実施するための経費でございます。

15ページを御覧ください。

消防保安課の予算総額は、3億982万6,000円となっております。

16ページをお開きください。

環境首都課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄②のア、ゼロカーボンシティ推進事業補助金では、カーボンニュートラルに向けたまちづくりを推進するため、自然エネルギーの導入可能性調査や気候変動×防災に資するZEB・ZEHに補助するとともに、使用電力の脱炭素化を目指す中小企業のアクションプラン策定を支援するための経費を盛り込んでおります。

環境衛生指導費の摘要欄②のイ、「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業では、緩和と適応を両輪に気候変動対策を推進するため、各家庭が削減したCO₂分のクレジットを徳島版ESG地域金融活用協議会で支援する中小企業が購入できる仕組みを構築するとともに、気候変動適応推進員によるSNS等を活用した情報発信等を行うための経費を盛り込んでおります。

環境衛生指導費の摘要欄②のウ、水素エネルギー「新時代」展開加速事業では、地産水素を活用した供給拠点構築と燃料電池バス導入の好機を逃さず、徳島からの水素社会実現に向けた先導的取組を更に加速させるため、戦略的な情報発信や新たな水素モビリティ導入促進など積極的な事業展開を図ることとしております。

17ページを御覧ください。

環境首都課の予算総額は、5億9,564万1,000円でございます。

18ページをお開きください。

環境指導課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄②の廃棄物ゼロ社会づくり推進費では、本県における循環社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用を促進するとともに、環境関連産業の創出や振興を図るための経費を盛り込んでおります。

最下段、環境指導課の予算総額は、1億3,981万9,000円でございます。

19ページを御覧ください。

環境管理課でございます。

公害対策費の摘要欄④のア、フェーズフリーアスベスト飛散防止強化事業では、大気汚染防止法の改正により、アスベストを含有する全ての建築材料が規制対象となったことから、平時だけでなく災害時においてもアスベスト飛散防止の徹底を図るため、解体作業等の監視体制を強化するための経費を盛り込んでおります。

最下段、環境管理課の予算総額は、2億7,521万1,000円でございます。

20ページをお開きください。

消費者政策課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄②のア、世界とつながる！消費者行政・消費者教育国際連携ネットワーク強化事業では、本県の消費者行政・消費者教育の国際連携体制を強化するため、徳島版国際連携ネットワークの活用や国際消費者フォーラムを核とした本県の先駆的な取組の国内外への情報発信等を行うための経費を盛り込んでおります。

消費者行政推進費の摘要欄②のイ、新しい未来へ！徳島がはじめるSDGs実践プロジェクトでは、県民の消費生活の向上と全国の模範となる徳島モデルを創造するため、急速に進展するデジタル化に伴う新たな消費者問題に迅速に対応する体制を構築するとともに、消費者庁と連携し、全国展開を見据えたプロジェクトを推進するための経費を盛り込んでおります。

消費者行政推進費の摘要欄②のエ、支援をつなぐ！犯罪被害者等サポート事業では、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るため、市町村や関係機関の連携体制を強化するとともに、県民の犯罪被害者等についての理解促進や犯罪被害者支援担当職員に対する研修会の開催等を実施するための経費を盛り込んでおります。

21ページを御覧ください。

消費者政策課の予算総額は、4億5,425万8,000円でございます。

22ページをお開きください。

安全衛生課でございます。

予防費の摘要欄②のア、次世代に繋ぐ^{つな}アニマルパートナーシップ事業では、犬や猫の諸問題について、地域住民が主体となる問題解決に向けたシステムづくりを進めるため、これまでに育成したボランティア等を専門的な知識・技術を持つアニマルケースワーカーとして派遣するための経費を盛り込んでおります。

24ページをお開きください。

環境衛生指導費の摘要欄③の上水道施設整備管理指導費では、水道事業者に対する指導等を行い、安全で清浄な飲料水の安定的な供給を図るための経費を盛り込んでおります。

最下段にあります安全衛生課の予算総額は、14億8,826万1,000円でございます。

25ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

早明浦ダム建設事業上水道用水負担金等として、ダムの維持・管理の負担金など合計3,919万円を計上いたしております。

26ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為についてでございます。

「a w a 臨港プロジェクト」徳島東部防災拠点施設等改修工事請負等契約につきましては、マリンピア沖洲に広域物資輸送拠点を整備するための経費として、令和4年度に限度額7億3,350万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

27ページを御覧ください。

その他の議案等としまして、条例案を6件提出しております。

まず、アの徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正でございます。

食品衛生法等の一部が改正されたことに伴いまして、当該営業許可の審査に係る手数料額などを改めるものでございます。

この度の法改正に伴いまして、審査業務量の増加により、新たな手数料額については増額となりますが、現在のコロナ禍における事業者負担を考慮しまして、事業継続支援の観点から、既存の許可営業者が改正後に営業許可を初めて申請する際には、新規許可額を適用すべきところ、減免措置として改正前の新規額から更に一步踏み込み、より低い改正前の更新額を適用することとし、負担増を招かないような配慮を行っております。

イの徳島県生活環境保全条例の一部改正でございます。

大気汚染防止法等の一部が改正されたことに伴い、条例の規制対象となっている石綿含有建材が全て法の規制対象となることから、所要の改正を行うものでございます。

28ページをお開きください。

ウの公衆浴場法施行条例の一部改正でございます。

公衆浴場における衛生等管理要領が改正されたことに伴い、男女の混浴を制限すべき年齢が10歳から7歳に引き下げられたことに鑑み、営業者が講じなければならない風紀に必要な措置の基準について、所要の改正を行うものでございます。

エの徳島県食の安全安心推進条例の一部改正でございます。

食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、営業者が食品衛生法に違反し、又は違反するおそれがある食品等の自主的な回収を行う場合における届出の制度が創設されたこと等により、所要の改正を行うものでございます。

29ページを御覧ください。

オの徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正でございます。

食品衛生法等の一部が改正されたことに伴い、ふぐを処理する営業について公衆衛生上必要な措置に関する基準が省令で規定されたため、所要の改正を行うものでございます。

カの徳島県魚介類行商取締条例の廃止でございます。

食品衛生法等の一部が改正されたことに伴い、食品衛生法において営業の届出の制度が新たに設けられ、魚介類の行商については食品衛生法に基づく届出を行うこととなったため、手続等が重複する条例を廃止するものでございます。

令和3年度当初予算に係る説明につきましては、以上でございます。

続きまして、お手元の県土整備委員会説明資料（その2）によりまして、2月補正予算について御説明させていただきます。

なお、令和2年度2月補正予算につきましては、国の総合経済対策に即応して編成した事業につきましては、今回、先議をお願いするものでございます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の2月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、1億1,437万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で105億112万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、新型コロナウイルス感染症対策啓発事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、感染防止対策の取組・施策について、テレビCMや新聞等のメディアを活用して広く県民の皆様に周知・啓発を行うとともに、条例の実効性向上のため、ガイドライン実践店舗数の更なる拡大に向けた啓発活動を行うこととしております。その他の経費と合わせまして、4,117万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄①のア、とくしまゼロ作戦LINE公式アカウント開設事業では、県民の迅速な避難行動をはじめ、安全・安心の確保につなげるため、普段使いのLINEにとくしまゼロ作戦公式アカウントを開設し、適時適切な防災情報を提供するための経費など、その他の経費と合わせまして、4,450万円の補正をお願いしております。

4ページを御覧ください。

消防保安課でございます。

消防指導費の摘要欄①のア、救急搬送体制安心支援事業といたしまして、地域の適切な救急搬送体制の維持を図るため、救急搬送に必要な感染防止資器材を備蓄し、市町村での調達が困難な場合において県から迅速に支援するために要する経費として、570万円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

環境首都課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①のア、新世代に向けた鳴門公園プランニング事業では、アフターコロナを見据え、周辺事業者や住民等が協働して鳴門公園の新たな利活用計画を策定し、魅力度向上を図ることで誘客につなげるために要する経費として、100万円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。

環境指導課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①のア、災害廃棄物初動対応強化事業では、災害を取り巻く状況変化や感染予防対策等に対応するため、現行の徳島県災害廃棄物処理計画をより実践的な内容に改定するとともに、市町村の計画改定を促進するため、市町村災害廃棄物処理計画改定ガイドラインを作成するための経費など、その他の経費と合わせまして、800万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。

消費者政策課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①のア、世界の架け橋へ！とくしま消費者政策グローバル化

推進事業では、国の戦略本部のカウンターパートを担う本県の消費者政策のグローバル化を推進するため、ウイズコロナ・アフターコロナ時代に対応した新たな手法を活用したオンライン交流を実施するために要する経費など、1,100万円の補正をお願いしております。

8ページをお開きください。

安全衛生課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①のア、生活衛生関係営業アフターコロナ対応強化事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している生活衛生関係営業業者の感染拡大防止と客足回復に向けまして、営業者と消費者を交えたセミナーを実施し、新たな営業体制を構築するための経費として、300万円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

今回の補正予算案については、全て繰越しをお認めいただきたいと考えておりまして、まず追加分といたしまして、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分は、最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、2,570万円となっております。

10ページをお開きください。

繰越明許費の変更分といたしまして、さきの議会で御承認いただいた事業について、翌年度繰越予定額の変更を記載しております。

変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、19億1,267万円となっております。

これらの事業につきましては、早期執行に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際9点、御報告いたします。

まず、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

1月臨時会で予算をお認めいただきました「新しい生活様式」実装推進事業の申請状況についてでございます。

先般、緊急事態宣言の対象期間が延長されたことに伴いまして、当初2月28日までとしていた対象期間、すなわちステッカーや宣言書を店舗に掲示いただく期限を3月7日まで延長するとともに、当初3月14日までとしていました応援金の申請期限につきましても3月21日まで延長することといたします。

申請状況ですが、お手元に御配付の資料につきましては、2月3日の午後3時現在で書いてございますけれども、昨日2月4日午後6時現在の数字を申し上げます。

1の（2）新規ステッカー申請状況につきましては、新規団体が18団体、その下の既存団体については1月29日以降、新たに11団体から申請が出されまして、その下の新規申請店舗数は949店舗となっております。

それから、応援金申請件数につきましては、全体で68件、ガイドライン実践店ステッカー掲示による申請の50万円については62件、事業者版スマートライフ宣言の申請の

10万円については6件、合計68件となっております。

応援金の申請があった分につきましては、迅速に支払い手続を行ってまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

昨年12月18日、阿波市の農場において死亡鶏が増加した旨の通報があり、翌19日には、遺伝子検査により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されたことから、同日、危機管理対策本部会議を開催し、殺処分をはじめとする防疫措置の実施や消毒ポイントの設置などについて確認を行いました。

その後、12月21日には防疫措置を完了し、1月7日に搬出制限区域を解除、1月12日に移動制限区域を解除しております。

1月12日には、危機管理対策本部会議を開催し、防疫措置の手順や資機材の備蓄・調達など万が一の発生に備え、検証・改善を行うこととしました。

なお、1月29日につるぎ町で回収されました死亡野鳥につきまして、昨日、遺伝子検査による陽性反応が確認されたことから、危機管理対策本部会議を開催しまして、野鳥の会などと連携した野鳥監視体制の強化や回収地点3キロメートル以内の養鶏場に対する立入検査の実施、更には養鶏場での発生に備えた対応体制等について確認を行ったところでございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画の見直しについてでございます。

東日本大震災を踏まえ平成24年3月に策定した現計画ですが、10年目を迎えておられて、上位計画でございます「未知への挑戦」とくしま行動計画、また徳島県国土強靱化地域計画との整合性を図る必要があることから、現計画を令和4年度までの2年間延長し、ウイズコロナ、更にはアフターコロナを見据えた行動計画プラスとして改定することといたします。

裏面を御覧ください。

項目数につきましては、これまでの380項目に39項目を加えて419項目となっております。津波災害警戒区域における避難促進施設の避難確保計画策定の促進でありますとか、災害時に場所や時間を問わず初動対応を可能とする県庁テレワーク基盤の運用、更には指定避難所以外のサブ避難所確保をはじめとした避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の推進などを新たに盛り込むとともに、現在の取組の拡充も図ったところです。

今後は、計画の見直し案を議会等で御論議いただきまして、県において決定することとしております。

続きまして、資料4を御覧ください。

旧印刷センター改修の概要についてでございます。

マリンピア沖洲の旧印刷センターにつきましては、まず災害時の用途である広域物資輸送拠点としての活用を前提に改修いたします。

具体的には、空路から支援物資を迅速に搬送できる屋上ヘリポートのほか、貨物用エレベーターや防潮シャッターを整備するとともに、1階スペースを活用した支援物資の荷さばき場と2階にスタッフ休憩所や備蓄倉庫を整備いたします。

また、災害時に即座に防災拠点に転換し、その機能を最大限発揮できるよう平時から施

設を管理運営するための事務所やトイレのほか、施設全体の電気、水道、空調等の設備など広域物資輸送拠点として必要な機能を確保いたします。

また、平時の用途につきましては、発災時に広域物資輸送拠点に容易に転換できることを前提としまして、設計コンペで頂きました提案も踏まえ、県民の皆様が気軽に利用できるスペースといたします。

1階の災害時には支援物資の荷さばき場となるスペースにつきましては、平時はフットサルやバスケットコートなどインドアスポーツ施設として、また2階の災害時にはスタッフ休憩所となるスペースにつきましては、平時は阿波おどりやダンス練習場としてリバーシブルに活用することとしておりまして、また子育て支援等に対応できるスペースの確保も行いたいと考えております。

今後とも、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害に備えるため、広域物資輸送拠点として令和4年度中に供用できますよう、スピード感を持って施設の改修を進めてまいります。

続きまして、資料5-1を御覧ください。

徳島県気候変動対策推進計画（適応編）（案）の概要についてでございます。

本計画につきましては、さきの11月定例会におきまして素案を御報告させていただきました。その後、県民の皆様方からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施するとともに、徳島県環境審議会での御意見を踏まえ、計画案として取りまとめたところでございます。

計画策定の趣旨といたしましては、平成28年度に策定しました気候変動適応戦略において生じた新たな課題も踏まえまして、気候変動の脅威に立ち向かう強い決意を共有し、2050年カーボンニュートラルを目指す緩和策との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進するため、本県における適応策の基本方針として改定するものでございます。

特徴としましては、気候変動を危機事象と捉え、新たに事前復興対策を対象分野にするとともに、適応策の浸透を図るため、徳島県気候変動適応センターを核とした普及啓発を強化してまいります。

さらに、アフターコロナ時代を見据え、気候変動の影響に係るプラス面を効果的に活用してまいります。

詳細につきましては、資料5-2を御参照ください。

続きまして、資料6-1を御覧ください。

第五期徳島県廃棄物処理計画（案）の概要についてでございます。

徳島県廃棄物処理計画は、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化をはじめ、適正処理を図るための具体的な計画でございます。

現在の第四期計画が最終年度を迎えるに当たり、この度、次期計画の案を取りまとめたものでございます。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年でありまして、第四期計画の達成状況等について十分な検証を行うとともに、国の基本方針を踏まえた上で、県民一人1日当たりのごみ排出量の目標値を国より厳しい845グラムに設定することをはじめ、本県独自の廃棄物の減量や適正処理の目標を掲げてまいりたいと考えております。

今後は、県議会で御論議を頂くとともに、パブリックコメントの実施、徳島県環境審議

会での御審議等を経まして、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、詳細につきましては、資料6-2を御参照ください。

続きまして、資料7-1を御覧ください。

徳島県犯罪被害者等支援推進計画（案）についてでございます。

さきの11月定例会におきまして制定され、本年4月1日に施行されます犯罪被害者等支援条例に基づき策定するものでございます。

計画期間としましては、令和3年度から令和7年度までの5年間としており、基本方針については、条例第3条の基本理念を踏まえ、支援体制の整備・充実、被害者等が受けた被害の回復や生活再建のための直接的な施策の充実、県民等への理解の促進を図るものと定めておりまして、支援コーディネーター設置による総合的支援体制の確立や、犯罪被害遺児に対する応援金制度の創設をはじめとする経済的負担の軽減など、具体的施策を盛り込んでおります。

今後は、議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントの実施や徳島県犯罪被害者等支援審議会で御意見を頂いた後、策定したいと考えております。

詳細につきましては、資料7-2、7-3を御参照ください。

続きまして、資料8-1を御覧ください。

第11次徳島県交通安全計画（案）についてでございます。

この計画は、交通安全対策基本法に基づき、5年ごとに策定するものであり、現在の第10次計画が最終年度を迎えることから、第11次計画として策定するものでございます。

計画の基本理念としては、国の第11次基本計画（案）を踏まえ、交通事故のない社会を目指す、人優先の交通安全思想、高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築とする三つの柱を掲げ、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間としております。

目標としまして、令和7年までに交通事故死者数を20人台前半とする目標を引き続き目指すものとし、鉄道交通や踏切道における交通においても、死者数、事故件数をゼロとする目標とし、施策を推進してまいります。

今後は、議会での御議論を踏まえ、パブリックコメントを実施し、交通安全対策会議にて策定したいと考えております。

詳細については、資料8-2を御参照ください。

続きまして、資料9-1を御覧ください。

徳島県自転車安全適正利用推進計画（案）についてでございます。

この計画は、徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例に基づき、社会全体で自転車の安全利用に取り組み、事故のない社会を目指すことを目的としており、現計画が最終年度を迎えることから、次期計画として策定するものでございます。

事故抑止の目標としましては、年間事故死者数を5人以下、可能な限りゼロを目指す、また年間事故発生件数を400件以下とする目標を引き続き掲げることとして、計画期間としては、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

今後は、議会での御議論を踏まえ、パブリックコメントを実施し、交通安全対策会議にて策定したいと考えております。

詳細については、資料9-2を御参照ください。

以上、御報告申し上げます。
御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。
午食のため休憩いたします。（12時03分）

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）
それでは質疑をどうぞ。

大塚委員

危機管理環境部で、説明書資料（その2）の2ページに、防災総務費の中の防災対策指導費のA、新型コロナウイルス感染症対策啓発事業で3,000万円が付いているのですが、これについて今までやっていたのか、それとも新しい何かが出たのか、それについてちょっと説明していただけますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま大塚委員から、今回の2月先議でお願いさせていただこうとしております新型コロナウイルス感染症対策啓発事業の内容につきまして、御質問を頂いたところでございます。

この事業でございますけれども、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立をしっかりと図っていくということで、ニューノーマルとくしまの実現をしっかりと図っていくということ。それから、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例の浸透定着をしっかりと図っていくということを目的としております。

さらに、今般、1月補正でお認めいただきました飲食店の応援金、こういったものの対策、実施とも絡めまして、例えばですけれども、テレビのCM、あるいは新聞等のメディアの活用、更に動画配信といったものも実施していきたいと考えておりますし、ガイドライン実践店舗の更なる拡大ということで、業界団体と共に、例えば優良店などをモデルとしてPRを実施するような活動も行ってまいりたいと考えているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。飲食店におきまして、正しい感染対策をやっていたら、実際に店を開くことに関しては経済的な面で非常に痛手を受けていますので、できるだけきちんとした感染対策をすれば感染を受けることは非常に少ないよということで、今説明していただいたように特にメディアですね、テレビとか新聞等でこういった行動をとってくださいということを是非やっていただきたいと思っております。

そういうことを広くいろんな人に知っていただくということが非常に大事ですので、よろしくお願いいたします。

元木委員

補正予算の関係で少し教えていただけたらと思います。

危機管理調整費の関係で、感染拡大により新たに生じる事象に機動的に対応するという
ことで、2,000万円の予算が組まれております。昨年度に比べますと増額になっておるの
ではないかなと思うわけですが、この2,000万円の根拠とどういった人に使ってい
かれるおつもりなのか、お伺いできたらと思います。

勝間危機管理環境部次長

危機管理調整費については、今回、当初予算分といたしまして、2,000万円をお願いし
ようとしているところでございます。

今年度につきましては、補正で10億円とか20億円というような形で計上させていただ
いている部分もございますけれども、実は毎年度当初予算として、ここ何年かは1,000万円
程度計上させていただいており、いわゆる不測の危機事象発生時において応急対策の実施
に緊急に必要となる経費に対して充当させていただこうとするものでございます。

例えばですけれども、鳥インフルエンザ等々が近隣県等々で発生したような場合に、緊
急に消毒が必要になってくるといった場合に、消石灰の配布などに要する経費などにつ
いて充当し、これは農林水産部に配当替えをいたしまして、そちらのほうで執行いた
さす。それと、いわゆる豚熱といった対策についても同様の対策を行っているところで
ございます。

今年度の当初予算としては1,000万円を計上し、来年度については2,000万円とい
うことで計上させていただいているところでございますけれども、正に今、新型コロナウイルス
感染症対策がメインにはなっているところでございますけれども、その後ろで鳥インフル
エンザが全国的に猛威を振るっているところでございます。

特に、昨年12月に県内で初めて養鶏農家で発生が確認されるなど、その対応というもの
をしっかりとやっていかなければいけない状況も続いているところでもございますので、
昨年度1,000万円で行ったけれども、それにつきましては2,000万円という形で計上
させていただいているところでございます。

元木委員

是非、こういった危機管理の機動的に対応できる費用として、最小限の経費で効果的な
執行ができるように工夫していただきたいと思う次第でございます。

つるぎ町においても、野鳥が鳥インフルエンザに感染されて、今、調査中というよう
なことでございますけれども、こういった事象についてもこの危機管理調整費というの
は充当できるのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま元木委員から、危機事象への対応、今回の野鳥での鳥インフルエンザの発生に
伴う危機管理調整費の活用についてでございますけれども、こういった防疫措置の実施に
つきましては、例えば野鳥対策、それから周辺の養鶏農家の対策につきましては、農林水
産部のほうで防疫体制、そのウイルスの隔離みたいな対策を講じていきます。

そのところで、農林水産部の中の経費で賄えないという話があった場合、危機管理会議等々を通じまして、この危機管理調整費の執行についても認めていくという話にはなりませんけれども、今のところ農林水産部のほうからそういう要望はございませんので、今回の案件について危機管理調整費等の執行というのは、現時点では予定してない状況でございます。

元木委員

御承知のとおり、香川県等で大量の鳥インフルエンザの発症がありまして、かなり県西部中心に地元の養鶏農家にも影響がありましたし、また、こういった鳥を取り扱うような飲食店といった所にも直接・間接的な風評被害等の影響があつて、ダメージを受けておられる県民の方も少なからずいらっしゃると思います。

是非、こういった危機管理調整費等を有効に活用していただいて、こういったことが少しでも軽減できるような取組を進めていただきたいということを要望させていただきます。

次に、消費者行政についても少し確認させていただきたいと思えます。

2月補正におきまして、世界の架け橋へ！とくしま消費者政策グローバル化推進事業というようなことで、ASEANをはじめアジア各国の大学や団体等とオンライン交流を図って、将来的な視察団の受入れ等を視野に連携体制を強化するということで、600万円が組まれておりますけれども、もう少し具体的にどういった国、あるいはどういった大学と連携を考えておられるのか。

また、アジアということもございますけれども、今、アジアにおける消費者行政の大きなテーマというのは、どういったことがテーマになって、徳島県がセンターとなって何をしたいかと思われているのか。

そしてまた、徳島県における消費者トラブル等の実情を把握されておられましたら、御報告いただけたらと思えます。

小林消費者政策課長

ただいま元木委員より、この2月先議にお認めいただきたく提案しております世界の架け橋へ！とくしま消費者政策グローバル化推進事業について、少し説明していただきたいということでございます。

事業内容でございますけれども、徳島版の国際連携ネットワーク、T I S会議というものを持っておりまして、その構成員や協力機関である消費者団体であったりとか、国際機関等、県内大学のネットワークを活用しまして、ウイズコロナ時代に対応した新たなツールということで、例えば同時通訳アプリとかを活用することによりまして、ASEANをはじめアジア各国の大学や団体等とオンラインで交流を行い、本県の先駆的な取組や戦略本部の新たな業務である国際業務等を、ASEANを主なターゲットに情報発信することに加えまして、世界の消費者政策について情報交換等を行うとともに、将来的には先ほど委員から御説明もございましたけれども、視察団の受入れも視野に入れて連携体制を強化していきたいと考えております。

まず、具体的にアジアのどういう国かというところでございますけれども、県のほうで

も戦略本部のほうと連携しながら、それと昨年11月4日にT I S会議がございまして、その委員さんから、例えばタイをはじめということで、具体的な国の名前はちょっとあれですけれども、そういう話もございました。今はその戦略本部やT I S会議の中でいろいろと調整しながら、来年度に向けてやっているところでございます。

それから、アジアにおける消費者行政のテーマということでございますけれども、この消費者行政につきましては、非常に幅が広いということでございまして、実は平成31年に国の消費者庁のほうでA S E A Nの消費者担当の機関、国の上位の方をお呼びしまして、いろいろと消費者政策についての会合を行っているということでございますので、県としてもそういう消費者庁のネットワークを活用して、アジアの消費者政策のテーマをこれからいろいろと見つけて対応していきたいと思っております。

それから、県内のトラブルの実情でございますけれども、実際に具体的にはないのですけれども、例えば新型コロナウイルスの関係でインターネット通販の相談件数が、大体20歳から高齢者までほぼ万遍なくですけれども、そういったデジタル関係の相談件数が多いということです。それについて、例えば県消費者情報センターのほうで、積極的に情報を出して、注意喚起をさせていただいているところでございます。

元木委員

ありがとうございます。アジアの課題の認識と県内のトラブルの状況をお伺いしたというのは、県が取り組むということであれば県民の方々が困っておる、トラブルに巻き込まれておるようなたくさんの方々の事例があるようなことに関して、アジアを巻き込んで取り組んでいくような取組が適切なのかと思ひまして、聞いた次第でございます。

答弁においては、デジタル、とりわけ通販上のトラブルとかが多いというようなお話でございまして、是非、この補正予算の事業が県民のトラブル解消に直結するような取組につながっていくことを願う次第でございます。

この資料の中には、大学や団体等ということでございますけれども、実際に通販等を行っておられるのは企業、事業者であるわけでございますので、是非、事業者の方々の御意見も入れながら、消費者政策を進化させていただきたいと思う次第でございます。

御承知のとおり、ほとんどの消費者被害というのは、経済の学問的に言うと情報の非対称性ということで、消費者の方々が持つ情報と販売される企業の持つ情報の差が開き過ぎて、それが消費者のトラブル被害につながっておるといった事例がほとんどではないかなと思う次第でございます。

そういう中、県においては、そうした消費者に対して適切な情報を提供する企業に対して表彰制度を設けたり、様々な取組を行っておると聞きます。是非、そういった企業の側から消費者に対して適切な情報をもっと提供できるような仕掛けづくりを徳島県が日本のリーダーとして取り組んでいくことで、日本全体の消費者行政の進化にもつながっていくのではないかと考えておりますけれども、その企業に対するアプローチということに関して、県として取組の方向性等を教えていただけたらと思ひます。

小林消費者政策課長

元木委員より、企業、事業者へのアプローチということで御質問を頂いております。

先ほど委員のほうからも若干御説明があったと思うのですがけれども、県におきましては、消費者志向経営ということで、例えば企業は顧客を優先するというところがあるのですけれども、そうではなくてもっと広く消費者全般のことを考えると。

さらに、持続可能な社会を目指すような事業活動を行っている事業者を対象に、消費者志向自主宣言といったことをしていただいております。

その中で、今言ったような社会活動であったり、消費者へいろいろなアプローチをされている事業者に対して、その活動内容等を報告いただきまして、そしてその報告内容に基づいて、非常にすばらしい取組を行っている事業者に対して、表彰制度を活用しております。先日も2者表彰させていただいたところでございます。

当然、そういう優良な企業ばかりではございません。例えば、令和4年4月からですけれども、成年年齢が引下げになるということで、それを狙ってくるような悪質な事業者もおられると思います。そういう事業者につきましては、それぞれ商取引法やいろいろな法律を駆使して対応していきたいと考えております。

元木委員

ありがとうございます。新型コロナウイルスの関係もありまして、不要不急の外出抑制が叫ばれる中で、高齢者の方々を中心に家に籠もってしまうような方も多くて、情報を得られる方であれば適切な消費者としての判断ができるわけでございますけれども、なかなか積極的に情報を取りに行くすべを余り知っていらっしゃらないような方々にとりましては、例えばテレビに出てくる通信販売のコマーシャルとか、新聞広告とかを一つの判断基準にしているのではないかなど。ある意味限られた情報の中で消費行動を徹底していかなければならないというようなことで、被害に遭う方もいらっしゃるのではないかなど思う次第でございます。

最近は特に感染症の関係で、それに関係する商品がごまんと広告されておまして、かなりコロナ前と比べてもそういった価格も上がって、いろんな新しい商品が出てきて、それに乗っかって消費者の方も購入されておるような状況が見受けられるわけでございます。中には良い企業だけではなくて、ちょっと悪質な事業者もいるわけでございます。

そういう中で、少しでも行政が消費者の方々に寄り添って、消費者が本当の意味で適切なエシカル消費のために、そして県民のためにもなるような消費行動に結びつけられるような取組を促していただくことを、県としても応援していただきたいと思う次第でございます。

以前にもナッジということで、周辺におる方々と一緒にこういった消費行動をしていきたいと思いますという呼び掛けをもっともっていったらということも提案させていただいたのですが、そのためには、県内の例えば消費者関係団体との連携とか、国、市町村との連携も大切なのではないかなど思うわけでございます。

県としてどう取り組んでいくのか、お伺いをさせていただきます。

小林消費者政策課長

委員のほうから、県の取組ということで御質問いただいております。

県におきましては、例えば県消費者情報センターのほうに県の相談員がおられます。そ

こには、日々県民の方々からの御相談が入ってきておるところでございますけれども、そうした中で、例えば消費者トラブルが増えていますねというようなことがあれば、ホームページであったりとか、メールマガジンであったりとか、そういうところに情報を挙げていっておるところでございます。

ただ、どうしても高齢者の方になりますと、なかなかICTを活用しづらい方がおられると思います。そういう方々につきましては、県のほうで見守りネットワークを持っております。

その見守りネットワークにつきましては、実は24市町村のほうにも設置されておりました、市町村の見守りネットワークと連携しながら、例えばその構成員でございます老人会であったりとか、民生委員、児童委員という方々と連携しながら、正に県内ではやっているような消費者トラブルを、例えば定例会等でお示しさせていただきまして、消費者、住民の方々に啓発をしていただけたらという形で対応していければというふうに思っております。

元木委員

ありがとうございます。見守りネットワークということで、福祉の関係団体と連携して、高齢者等の方々が消費者トラブルに巻き込まれないように。

県警察等では、詐欺の被害防止といった観点での広報は熱心なのですけれども、もう少し踏み込んだ形で、適切な情報を孤立化しておる世帯の方々にも提供できるように、しっかりと工夫していただきたいと思う次第でございます。

そういう中で、消費者トラブルSNS相談事業ということで500万円の予算を組まれておりました、本県においてLINEを使った消費生活相談を実装するというような取組がありまして、そういった情報伝達の手段を増やすという意味で有効ではないかなと感じております。

これの実装に当たって、この資料にも書かれておりますとおり、消費者庁新未来創造戦略本部が本県の実証フィールドに展開したモデルプロジェクトの成果を十分踏まえることが大切であろうかと思っておりますけれども、具体的にどういった成果があったのか。

そして、その成果を生かしてどういった事業を展開していかれるのか。もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

小林消費者政策課長

元木委員より、消費者トラブルSNS相談事業について、もう少し詳しくということでございます。

まず、事業概要でございますけれども、今般の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、より一層デジタル化が進む中で、新たな消費生活相談ツールとしてLINEを活用することによりまして、消費生活相談の更なる進化を図るものでございます。

具体的な事業内容でございますけれども、情報セキュリティーをしっかりと整えさせていただきまして、LINEの相談システムを構築して、LINE上で消費生活相談を行うようにするというものでございます。

成果というお話がございましたけれども、令和元年度と今年度の2年連続で、消費者庁

のほうで本県を実証フィールドにLINEを使った消費生活の実証実験を行っております。その成果として、消費者庁新未来創造戦略本部におきまして、LINEを活用するためのマニュアルを作成するというふうに聞いております。

このマニュアルを県のほうで活用させていただいて、次年度でございますけれども、相談体制をしっかりとしていきたいと考えておるところでございます。

元木委員

ありがとうございます。御承知のとおり、LINEというのはSNSの中でもグループを作って、そのグループ内での情報共有が即座にできるというようなことで、かなり幅広い年齢層の方に利用されておるツールではないかなと思う次第でございます。

消費者問題についてもかなり多岐にわたる分野がありまして、多様な世代の方々が多様な問題意識を持っておられると思いますので、是非、このLINEの持つ効用を細分化して、小グループで情報共有しやすいというような利点を生かして、個々具体の消費者問題、消費者課題の解決につながるような取組をしていただきたいと要望させていただきます。

最後に、動物愛護の関係で、次世代に繋ぐ^{つな}アニマルパートナーシップ事業ということで、アニマルケースワーカーの派遣ですとか、猫の繁殖制限等の御説明もございました。

私も地元でよく猫を見かけることが多くなりましたし、とりわけ季節によっては、かなり猫の交通事故ですね、道路で自動車等にひかれて死んでいる猫をよく見るわけでございます。これを少しでも減らしていくにはどうしたらいいのかなと、いつも車で走っているわけでございます。

このアニマルパートナーシップ事業というのは、具体的に何を目標にして、どういったことに取り組んでいかれるのか、お伺いさせていただきます。

中村動物愛護管理センター所長

元木委員から、次世代に繋ぐ^{つな}アニマルパートナーシップ事業について、御質問を頂いたところでございます。

当事業につきましては、これまでに各事業で育成いたしました専門的な知識や技術を持つボランティアとか、動物愛護推進委員というのがございまして、その人たちをアニマルケースワーカーとして任命し、委託によりまして犬や猫の問題を抱えた地域へと派遣、解決するというようなことで、持続可能な社会へとコーディネートしていくという事業でございます。

アニマルケースワーカーの活用方法といたしましては、不妊去勢手術を目的としました猫の捕獲であるとか、また地域猫活動への技術支援ということでございます。

また、動物愛護の適正な飼養管理に関する住民の教育という部分と助言というところもございます。

また、学校等の授業での紙芝居であるとか、読み聞かせということで、地域の実情に合った活用を考えておきまして、次世代の情操教育にもつながるように、この事業を展開していきたいと考えているところでございます。

また、アニマルケースワーカーを介した地域と市町村の積極的な取組を促すとともに、

住民による住民のための問題解決のシステムというものを構築するということで、苦情相談件数の減少や業務の効率化を今後図ってまいります。

さらには、官民協働による事業実施ということで、県民の犬、猫の適正な管理であったり、動物愛護意識の向上に努めまして、動物愛護センターに収容されてくる犬、猫の数を削減していこうということで、人と動物が共に暮らせるとくしまづくりについて加速してまいりたいと考えてございます。

また、交通事故等で猫が死亡しているということでございますけれども、昨年度収容した負傷動物は、猫でございますけれども、年間約54頭でございます。やはり交通安全とともに、そういったところとタイアップしながら動物を守っていくということで、協力しながらやっていこうと考えております。

元木委員

先ほどの第11次徳島県交通安全計画の中では、計画理念の中の一つのテーマが人優先の交通安全思想ということでございますけれども、この猫の死亡の問題も結局はこういったことにつながってくるのかなと思う次第でございます。

猫の繁殖制限ということで、不妊去勢に取り組んでいかれるということでございます。これが一番効果が高いのかなと感じておるわけでございます。県もここ何年かは、この課題には積極的に取り組んでこられたと理解しておりますけれども、具体的にどういった成果が出てきているのか。

そして、今後どういった目標を立ててこの不妊去勢の施策の充実に取り組むのか、お伺いさせていただいて質問を終わらせていただきます。

中村動物愛護管理センター所長

徳島県では、猫の適正な飼養と飼い主のいない猫対策ということで、平成21年度に猫適正飼養ガイドラインを策定しておりまして、飼い猫の室内飼育や不妊去勢手術の推進を行ってきたところでございます。

また、飼い主のいない猫に係る生活環境への被害軽減とか繁殖防止という形で、平成22年度から平成30年度までの9年間、地域における人と動物の共生支援事業モデルということで、地域住民が主体となって実施しております地域猫活動の支援をしております。

これまでに、県内で127地域、2,215頭の不妊去勢手術を実施してきたところでございます。

しかしながら、先ほどから猫の問題が非常に多いということで、依然として飼い主のいない猫に関する相談も非常に多くございます。

そういったところの繁殖制限を優先しながら、より全県的に多くの飼い主のいない猫の不妊去勢手術が速やかにできるように、市町村の協力を求めながら地域猫活動の代替え案といたしまして、TNR活動というところにこの助成金をということで支援の内容を変えてきたところでございます。

これらによりまして、昨年からは市町村では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術における助成制度の創設であるとか、不妊去勢頭数を増やすという取組が始まっているところでございます。

県では、こういったところをしっかりと後押ししながら、去年の5,000円から1万円にというふうな元木委員の御提案もございまして、そういったところで徐々に市町村の不妊去勢頭数が増えてきた状況になっております。

我々といたしましても、後押しをしていくという方向でございまして。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時36分）